

## 平成24年度における契約状況のフォローアップ

平成25年8月  
独立行政法人物質・材料研究機構

## 1. 平成20年度と平成24年度に締結した契約の状況

(単位：件、千円)

	平成20年度		平成24年度		比較増△減		(参考) 見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(85.6%) 751	(87.7%) 8,393,768	(90.5%) 670	(92.3%) 5,368,001	(89.2%) △ 81	(64.0%) △ 3,025,767	(89.1%) 781	(93.4%) 8,943,972
企画競争・公募	(1.1%) 10	(0.6%) 60,766	(0.8%) 6	(0.5%) 30,348	(60.0%) △ 4	(49.9%) △ 30,418	(1.3%) 11	(0.7%) 63,846
競争性のある契約 (小計)	(86.8%) 761	(88.3%) 8,454,534	(91.4%) 676	(92.8%) 5,398,349	(88.8%) △ 85	(63.9%) △ 3,056,185	(90.3%) 792	(94.1%) 9,007,818
競争性のない随意契約	(13.2%) 116	(11.7%) 1,119,543	(8.6%) 64	(7.2%) 416,385	(55.2%) △ 52	(37.2%) △ 703,158	(9.7%) 85	(5.9%) 566,258
合計	(100%) 877	(100%) 9,574,077	(100%) 740	(100%) 5,814,734	(84.4%) △ 137	(60.7%) △ 3,759,343	(100%) 877	(100%) 9,574,076

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成24年度の対20年度伸率である。

(注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画である。

(注4) 「競争性の無い随意契約」に電気、ガス、上下水道及び電話等の光熱水料(1支払毎に1件として計上)を含んでいる。

## 2. 見直し計画に掲げた競争性の無い随意契約の割合に到達しなかった主な理由

平成24年度の実績値は件数・金額ともに計画値を下回ったが、契約全体に占める割合（金額）は計画値を1.3%上回った。理由として平成20年度の競争性のある契約実績額に対して平成24年度は30億円以上の減となり、相対的に競争性の無い随意契約割合が増加したことによる。

## 3. 平成24年度における競争性の無い随意契約のうち、会計法等の規定により随意契約によることができるとされている場合に相当する契約

件数： 59 件 (92.2%)  
金額： 3.99 億円 (95.7%)

## 4. 一者応札・応募の改善状況

(単位：件、億円)

		平成20年度	平成24年度	比較増△減
2者以上等	件数	221 (29.0%)	186 (27.5%)	△ 35 (84.2%)
	金額	44.7 (52.8%)	24.3 (45.0%)	△ 20.4 (54.4%)
1者	件数	540 (71.0%)	490 (72.5%)	△ 50 (90.7%)
	金額	39.9 (47.2%)	29.7 (55.0%)	△ 10.2 (74.4%)
合計	件数	761 (100%)	676 (100%)	△ 85 (88.8%)
	金額	84.6 (100%)	54.0 (100%)	△ 30.6 (63.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争（不落随契を含む）、指名競争、企画競争、公募）を行った係数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成24年度から見た対平成20年度伸率である。

## 5. 一者応札、一者応募に係る改善方策

(URL : <http://www.nims.go.jp/nims/procurement/info/hdfqf10000006dsq-att/proposal tender.pdf>)

## 6. 法人と一定の関係を有する法人（関係法人等）との契約状況

平成24年度において公示・公募等を行った案件のうち、当機構の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

(注1) 「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」（平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長）により、平成23年7月1日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。

(注2) 関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。

(1) 関係法人：次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当機構の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が3分の1以上である。

(2) 特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第107に規定する会社（当機構が議決権の過半数を所有等）

(3) 関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第118に規定する会社（当機構が議決権の100分の20以上を所有等）

(4) 関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第129に規定する公益法人等（理事のうち当機構OBが占める割合が3分の1以上等）